

## 議案第 17 号

北本市立学校の学校医等の手当及び費用弁償等に関する条例  
の一部改正について

北本市立学校の学校医等の手当及び費用弁償等に関する条例の一部を  
次のように改正する。

平成 21 年 2 月 23 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市立学校の学校医等の手当及び費用弁償等に関する条例の一  
部を改正する条例

北本市立学校の学校医等の手当及び費用弁償等に関する条例（昭和 3  
7 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第 16 条」を  
「第 23 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。